22　上記以外	100～250																						
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250																						
（略）																							
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250																						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	250																						
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段のうち、その他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	150																						
（略）																							

22　上記以外	100～250																						
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250																						
（略）																							
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250																						
（新設）																							
（新設）																							
（略）																							